

地域医療構想で定めるべき事項について

健康福祉部医療推進課

地域医療構想は、「医療法第30条の4第2項第7号～8号」、「医療法施行規則第30条の28の4」、及び「医療提供体制の確保に関する基本方針」に基づき医療計画の一部として次の3点を定める。

- 構想区域ごと2025年（平成37年）における病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの病床数の必要量
- 構想区域ごと2025年（平成37年）の居宅等における医療の必要量
- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

〔 例 機能区分ごとの必要病床数の達成に向けた方策
がん・脳卒中・急性心筋梗塞等、脆弱医療圏の是正に向けた取組 〕

<参考> 地域医療構想の策定プロセス ～「地域医療構想策定ガイドライン」から～

【策定プロセス】

